

火災で被災されたかたへの 各種手続き・支援のご案内

火災の被害に遭われました皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

被災後の手続きや受けられる支援等についてまとめましたので、ご利用ください。

※この冊子は、被災後の手続き、支援のすべてを網羅しているものではありませんのでご承知おきください。

※それぞれの手続き等に関しての詳しい内容、提出書類、必要なものなどについては、手続き先へ確認してください。

※この冊子は令和7年4月1日現在の内容を掲載しています。

※罹災証明書は使用目的ごとに申請し、用意していただく必要がありますので、手続き先へ確認してください。

町への手続きについては、罹災証明書の使用目的を「町手続きのため」としたものを1部お持ちいただければ結構です。

※この冊子中「印鑑」とは朱肉を使用する認印です。

※この冊子中「本人確認書類」とは運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどの写真付きで本人が確認できるものです。手続き先に確認ください。保険証などの写真がついていないものでも手続きできる場合がありますので、手続き先へ確認してください。

＜ 目 次 ＞

種 別		項 目	手続き窓口	ページ
救援物資等	☐	救援物資・弔慰金の支給(日赤)	-	1
証明	☐	罹災証明書等の交付	消防本部予防課	2
マイナンバー	☐	マイナンバーの再発行	住民課	3
国民健康保険	☐	国民健康保険資格確認書等の再発行	保険医療課	4
	☐	国民健康保険一部負担金の減免	保険医療課	4
	☐	国民健康保険税の減免	保険医療課	5
福祉医療	☐	後期高齢者福祉医療費受給者証再交付	保険医療課	5
	☐	子ども医療費受給者証再交付	保険医療課	6
	☐	障害者医療費受給者証再交付	保険医療課	6
	☐	母子・父子家庭医療費受給者証再交付	保険医療課	6
後期高齢者医療制度	☐	後期高齢者医療に関する書(証)の再交付	保険医療課	7
	☐	後期高齢者医療一部負担金の免除	保険医療課	7
	☐	後期高齢者医療保険料の減免	保険医療課	8
介護保険	☐	介護保険に関する証の再交付	介護福祉課	9
	☐	介護保険料の減免	介護福祉課	9
高齢者	☐	シルバー優待証明カードの再発行	介護福祉課	10
こども	☐	児童手当の申請期間の延長	こども福祉課	11
	☐	児童扶養手当の支給制限の特例措置	こども福祉課	11
学校	☐	就学援助	教育課	12
町税	☐	町税の徴収猶予	税務課	13
	☐	個人町民税の減免	税務課	13
	☐	森林環境税の免除	税務課	14
	☐	固定資産税・都市計画税の減免	税務課	15
	☐	被災住宅用地に係る住宅用地特例の適用	税務課	15
年金	☐	年金証書再交付	保険医療課 中村年金事務所	16
火災ごみ	☐	火事ごみの処理	環境課	17
障がい者	☐	精神障害者保健福祉手帳の再交付	保険医療課	18
	☐	自立支援医療費(精神通院)受給者証の再交付	保険医療課	18
	☐	身体障害者手帳の再交付	保険医療課	19
	☐	療育手帳の再交付	保険医療課	19
	☐	特別児童扶養手当の支給制限の特例措置	保険医療課	20
	☐	特別障害者手当等の支給制限の特例措置	保険医療課	20
下水道	☐	受益者負担金の徴収猶予	下水道課	21
資金の貸付	☐	生活資金の貸付	社会福祉協議会	21
相談	☐	法律相談	社会福祉協議会	22
その他	☐	パスポート(旅券)の届出	県内旅券センター 県内旅券コーナー	22
	☐	運転免許証の再発行	蟹江警察署	23
	☐	公共サービスへの連絡、手続き	-	23
	☐	クレジットカード、金融機関、保険会社への連絡	-	24
	☐	建物登記関係	名古屋法務局津島支局	24
	☐	所得税の軽減免除	津島税務署	24

□ 救援物資・弔慰金の支給（日赤）

■お問い合わせ（担当課）： 介護福祉課 電話95-1111 内線131～136

項目	内容
手続き窓口	なし 日本赤十字社蟹江町分区（介護福祉課）が、対象者のかたと連絡をとります。
対象（要件）	・救援物資 火災により住宅が全焼・半焼・消火浸水した世帯等 ・弔慰金 火災により死亡したかたの遺族 ただし、故意または重大な過失による場合は支給対象外です。 ※災害救助法の適用を受ける時はその都度協議
支給品、支給額及び 支給基準	・救援物資 毛布（またはタオルケット）1人2枚（半焼1枚）、緊急セット1世帯1個 ・弔慰金 死亡したかた1人につき10,000円
申請	不要

□ 罹災証明書の交付

■お問い合わせ(担当課): 消防本部予防課 電話 95-5121 内線 28

項目	内容
手続き窓口	消防本部予防課 (蟹江町消防署内:大字蟹江本町字クノ割10番地)
対象者(要件)	火災により住居などが被害を受けたかた
申請	必要(消防本部で記入いただきます。)
提出書類	罹災証明願(消防本部で記入いただきます。)
必要なもの	・印鑑 ・本人確認書類 ・代理人の場合は委任状(様式は任意)
その他	・罹災証明書は火災保険など各種手続きに必要となります。 ・罹災証明書の発行には事前に以下の書類の提出が必要です。 不動産罹災状況調書・・・住宅などの建物が罹災した場合 動産罹災状況調書・・・家財道具などが罹災した場合 ※詳細はお問い合わせください。

□ マイナンバーカードの再発行

■お問い合わせ(担当課): 住民課 電話 95-1111 内線195

項目	内容
手続き窓口	住民課
対象者(要件)	火災により住居などが被害を受けたかた
申請	必要
提出書類	個人番号カード紛失・廃止届
必要なもの	・本人確認書類 ・罹災証明書
その他	マイナンバーカードの再交付をした場合は手数料がかかります。 ・特急発行(約1週間)希望の場合は、2,000円 (カード本体1,800円+電子証明書200円) ・通常発行(約1カ月)希望の場合は、1,000円 (カード本体800円+電子証明書200円) ※詳細はお問い合わせください。

□ 国民健康保険資格確認書等の再発行

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話 95-1111 内線142・144

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	国民健康保険資格確認書等を紛失、破損及び汚損したかた
申請	必要
提出書類	国民健康保険資格確認書等交付・再交付申請書
必要なもの	・本人確認書類(証明するものがある場合に持参ください) ・破損・汚損の場合はその現物

□ 国民健康保険一部負担金の減免

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話 95-1111 内線142・144

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	①死亡した場合 ②地方税法第292条第1項第10号に規定する障害者となった場合 ③住宅、家財その他の財産損害額(保険金、損害補償金等により補てんされる額を除く)が、当該住宅又、家財又はその他の財産の価額の5割以上でかつ前年度所得が1,000万円以下の世帯
減免割合等	上記①のとき…被災から死亡するまでの一部負担金全額 上記②のとき…傷害の発生した日以降に生じた一部負担金全額 上記③のとき…当該事由が発生した日以降に生じた一部負担金の10分の5
対象期間	申請のあった日の属する月から起算し12ヶ月の範囲内において通算6ヶ月を限度とする
申請	必要
提出書類	国民健康保険一部負担金減額 免除 徴収猶予申請書
必要なもの	・罹災証明書 ・損害補償金等の額がわかる書類

□ 国民健康保険税の減免

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線142・144

項目	内容																					
手続き窓口	保険医療課																					
対象者(要件)	居住する住宅又は家財について生じた損害金額(保険金、損害補償金等により補てんされる額を除く)が、当該住宅又は家財の価格の3割以上でかつ前年度所得が1,000万円以下の世帯																					
減免割合等	<table><tr><th>区分</th><th>前年中の世帯の総所得金額</th><th>減免額</th></tr><tr><td rowspan="4">損害が3割以上5割未満のとき</td><td>250万円以下</td><td>所得割額の100分の75</td></tr><tr><td>250万円を超え500万円以下</td><td>所得割額の100分の50</td></tr><tr><td>500万円を超え750万円以下</td><td>所得割額の100分の25</td></tr><tr><td>750万円を超え1,000万円以下</td><td>所得割額の100分の12.5</td></tr><tr><td rowspan="3">損害が5割以上のとき</td><td>500万円以下</td><td>所得割額の全額</td></tr><tr><td>500万円を超え750万円以下</td><td>所得割額の100分の50</td></tr><tr><td>750万円を超え1,000万円以下</td><td>所得割額の100分の25</td></tr></table>			区分	前年中の世帯の総所得金額	減免額	損害が3割以上5割未満のとき	250万円以下	所得割額の100分の75	250万円を超え500万円以下	所得割額の100分の50	500万円を超え750万円以下	所得割額の100分の25	750万円を超え1,000万円以下	所得割額の100分の12.5	損害が5割以上のとき	500万円以下	所得割額の全額	500万円を超え750万円以下	所得割額の100分の50	750万円を超え1,000万円以下	所得割額の100分の25
区分	前年中の世帯の総所得金額	減免額																				
損害が3割以上5割未満のとき	250万円以下	所得割額の100分の75																				
	250万円を超え500万円以下	所得割額の100分の50																				
	500万円を超え750万円以下	所得割額の100分の25																				
	750万円を超え1,000万円以下	所得割額の100分の12.5																				
損害が5割以上のとき	500万円以下	所得割額の全額																				
	500万円を超え750万円以下	所得割額の100分の50																				
	750万円を超え1,000万円以下	所得割額の100分の25																				
対象期間	災害により被災した年度の保険税のうち、災害が発生日以後に納期が到来する保険税																					
申請	必要																					
提出書類	国民健康保険税減免申請書																					
必要なもの	・罹災証明書 ・損害補償金等の額がわかる書類																					

□ 後期高齢者福祉医療費受給者証再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線145～148

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者	後期高齢者福祉医療費受給者証を紛失、破損及び汚損したかた
申請	必要
提出書類	後期高齢者福祉医療費受給者証再交付申請書
必要なもの	・対象者のマイナ保険証(または保険証、資格確認書) ・汚損の場合は、汚損した受給者証

□ 子ども医療費受給者証再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線145~148

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者	子ども医療費受給者証を紛失、破損及び汚損したかた
申請	必要
提出書類	子ども医療費受給者証再交付申請書
必要なもの	・対象者のマイナ保険証(または保険証、資格確認書) ・汚損の場合は、汚損した受給者証

□ 障害者医療費受給者証再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線145~148

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者	障害者医療費受給者証を紛失、破損及び汚損したかた
申請	必要
提出書類	障害者医療費受給者証再交付申請書
必要なもの	・対象者のマイナ保険証(または保険証、資格確認書) ・汚損の場合は、汚損した受給者証

□ 母子・父子家庭医療費受給者証再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線145~148

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者	母子・父子家庭医療費受給者証を紛失、破損及び汚損したかた
申請	必要
提出書類	母子・父子家庭医療費受給者証再交付申請書
必要なもの	・対象者のマイナ保険証(または保険証、資格確認書) ・汚損の場合は、汚損した受給者証

□ 後期高齢者医療に関する書(証)の再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線141

項目	内容
手続き窓口	保健医療課
対象者(要件)	後期高齢者医療に関する下記のことを紛失、破損及び汚損したかた ・資格確認書 ・特定疾病療養受療証
申請	必要
必要なもの	・本人確認書類 ・破損、汚損の場合はその書(証) ※窓口に来ていただくかたが本人でない場合、必要なものが異なりますので事前にお問い合わせください。

□ 後期高齢者医療一部負担金の免除

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線141

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	火災により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたかた
対象期間	2割以上5割未満の損害・・・申請のあった日から3ヶ月間 5割以上の損害・・・・・・・申請のあった日から6ヶ月間
申請	必要
必要なもの	・罹災証明書等 ・資格確認書(またはマイナ保険証)
その他	詳細はお問い合わせください。

□ 後期高齢者医療保険料の減免

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線141

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	火災により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたかた
減免割合等	2割以上5割未満の損害・・・月割保険料の半額 5割以上の損害・・・・・・・月額保険料の全額
対象期間	被災日の属する月から12か月以内
申請	必要
必要なもの	・罹災証明書等 ・資格確認書(またはマイナ保険証)
その他	詳細はお問い合わせください。

□ 介護保険に関する証の再交付

■お問い合わせ(担当課): 介護福祉課 電話95-1111 内線131～136

項目	内容
手続き窓口	介護福祉課
対象者(要件)	介護保険に関する下記証を紛失、破損及び汚損したかた ・被保険者証 ・負担限度額認定証 ・負担割合証
申請	必要
必要なもの	・本人確認書類 ・破損、汚損の場合は、その証 ※窓口に来ていただくかたが本人でない場合、必要なものが異なりますので事前にお問い合わせください。

□ 介護保険料の減免

■お問い合わせ(担当課): 介護福祉課 電話95-1111 内線131～136

項目	内容
手続き窓口	介護福祉課
対象者(要件)	火災により、住宅、家財又はその他の財産に著しい損害を受けたかた
減免割合等	全焼・・・全額(被災月から3か月以内の納期限の保険料額) 半焼・・・半額(被災月から3か月以内の納期限の保険料額)
対象期間	被災日の属する月から3か月以内の納期限の保険料額
申請	必要
必要なもの	・罹災証明書等 ・保険証
その他	詳細はお問い合わせください。

□ シルバー優待証明カードの再交付

■お問い合わせ(担当課): 介護福祉課 電話95-1111 内線131~136

項目	内容
手続き窓口	介護福祉課
対象者(要件)	カードを紛失、破損及び汚損したかた
申請	必要
必要なもの	・顔写真(サイズなどについてはお問い合わせください。) ・本人確認書類 ・破損、汚損の場合はその証 ・緊急連絡先の電話番号(本人の携帯・自宅以外)

□ 児童手当の申請期間の延長

■お問い合わせ(担当課): こども福祉課 電話95-1111 内線158

項目	内容
手続き窓口	こども福祉課
対象者(要件)	被災したため児童手当の申請期間の延長を希望されるかた
申請	必要(認定請求書等の提出時に、被災した旨をお伝えください)
申請期間	被災した翌日から15日以内
提出書類	特になし
必要なもの	特になし

□ 児童扶養手当の支給制限の特例措置

■お問い合わせ(担当課): こども福祉課 電話95-1111 内線156

項目	内容
手続き窓口	こども福祉課
対象(要件)	児童扶養手当受給者(その扶養義務者が所得制限に該当するときは扶養義務者)のかたで住宅、家財等の損害金額(保険金、損害賠償金で補てんされるべき額を除く。)がおおむね2分の1以上である場合
内容	下記期間中については、所得による支給制限をおこないません。ただし、対象者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になって分かったときは、支給を受けた期間中の手当ての全部又は一部を返還していただくことがあります。
対象期間	被災した月から翌年の10月まで
申請	必要
提出書類	・被災状況書(被災した日から14日以内に提出) ・罹災証明書
必要なもの	特になし

□ 就学援助

■お問い合わせ(担当課): 教育課 学校教育係 電話95-1111 内線214

項目	内容
手続き窓口	教育課 学校教育係 (役場本庁舎2階)
対象者(要件)	次のいずれかに該当するご家庭 ・生活保護が停止又は廃止されたご家庭 ・町民税が非課税または減免されたご家庭 ・個人事業税又は固定資産税が減免されたご家庭 ・国民年金の掛金が免除又は国民健康保険税が減免されたご家庭 ・児童扶養手当が支給されたご家庭 ・生活福祉資金の給与を受けたご家庭 ・その他、上記以外で経済的に困っているご家庭
支給費	学用品費、給食費、新入学学用品費、修学旅行費など
申請	必要
申請期間	随時
提出書類	・就学援助費受給申請書(1世帯につき1枚)
必要なもの	・(賃貸住宅にお住まいのかたのみ)最新の家賃支払額が確認できる契約書の原本(申請時にコピーをとらせていただきます) ・世帯全員分のマイナンバーが確認できるもの(世帯全員分の通知カードまたは個人番号カード、もしくはこれらのコピー) ・申請者の振込先口座のわかる通帳(申請時にコピーをとらせていただきます)

□ 町税の徴収猶予

■お問い合わせ(担当課): 税務課 町民税係 固定資産税係 徴収係 電話95-1111

項目	内容
手続き窓口	税務課 町民税係 固定資産税係 徴収係
対象者(要件)	被災したことにより納付が困難と認められる場合
猶予期間	申請に基づき原則1年以内
申請	必要
申請期間	随時
提出書類	徴収猶予申請書、罹災証明書
必要なもの	特になし

□ 個人町県民税の減免

■お問い合わせ(担当課): 税務課 町民税係 電話95-1111 内線181・182・183

項目	内容
手続き窓口	税務課 町民税係
対象者(要件)	住宅または家財について損害を受けたかた
減免割合	損害の程度に応じた割合
減免対象税額	被災した日以後の納期未到来で、かつ納付されていない税額
申請	必要
申請期間	被災した日以後最初に到来する納期限
提出書類	町民税・県民税減免兼森林環境税免除申請書、罹災証明書
必要なもの	・減免対象者のマイナンバーが確認できるもの ・窓口に来られる方の本人確認書類

□ 森林環境税の免除

■お問い合わせ(担当課): 税務課 町民税係 電話95-1111 内線181・182・183

項目	内容
手続き窓口	税務課 町民税係
対象者(要件)	被災したことにより生命、身体又は財産に甚大な被害を受けたかた
免除対象税額	被災した日以後の納期未到来で、かつ納付されていない税額
申請	必要
申請期間	被災した日以後最初に到来する納期限
提出書類	町民税・県民税減免兼森林環境税免除申請書、罹災証明書
必要なもの	・免除対象者のマイナンバーが確認できるもの ・窓口に来られるかたの本人確認書類

□ 固定資産税・都市計画税の減免

■お問い合わせ(担当課): 税務課 固定資産税係 電話95-1111 内線185・186・188

項目	内容
手続き窓口	税務課 固定資産税係
対象者(要件)	所有する固定資産(家屋及び償却資産)の損害が2割以上のかた
減免割合	損害の程度に応じた割合
減免対象税額	被災した日以後の納期未到来で、かつ納付されていない税額
申請	必要
申請期間	被災した日以後最初に到来する納期限と同日から30日を経過する日と いずれか遅い日
提出書類	固定資産税・都市計画税減免申請書、罹災証明書
必要なもの	・減免対象者のマイナンバーが確認できるもの ・窓口に来られるかたの本人確認書類

□ 被災住宅用地に係る住宅用地特例の適用

■お問い合わせ(担当課): 税務課 固定資産税係 電話95-1111 内線185・186・188

項目	内容
手続き窓口	税務課 固定資産税係
対象者(要件)	災害等により滅失、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、住宅用地特例の適用を受けていた土地を所有するかたは、最大で2年間、住宅用地特例を継続できる場合があります。 ※詳しくは税務課固定資産税係までお問い合わせください。
申請	必要
提出書類	被災住宅用地申告書、罹災証明書
必要なもの	・窓口に来られるかたの本人確認書類

□ 年金証書再交付

■お問い合わせ(役場担当課): 保険医療課 国民年金係 電話95-1111内線141

(年金事務所): 中村年金事務所 (名古屋市中村区太閤1-19-46) 電話052-453-7200

項目	内容
手続き窓口	保険医療課 もしくは、中村年金事務所
対象者	年金証書の紛失、破損及び汚損したかた
申請	必要
提出書類	年金証書再交付申請書
必要なもの	・本人確認書類(証明するするものがある場合に持参ください。) ・汚損した場合は、汚損した年金証書
備考	中村年金事務所または保険医療課の窓口に着付けの申請ハガキで申請してください。国民年金以外に加入されている方は、役場窓口にて申請できません。直接年金事務所へおたずねください。

□ 火事ごみの処理

火災で被災した廃棄物は、八穂クリーンセンターへ無料で持ち込みができます。

■お問い合わせ(担当課): 環境課 衛生係 電話95-1111 内線151・152・153

項目	内容
手続き窓口	環境課(役場1階)
対象者	罹災した一般住宅の世帯
手続き手順	(事前準備) ・消防署で「罹災証明書」を発行してもらう。 ・環境課及び八穂クリーンセンターに現地確認をしてもらい、搬入の日程を調整する。 ・環境課に「搬入計画書」、「罹災証明書」を提出する。 ※申請者(ごみ所有者)の印鑑が必要です。 (持ち込み時) ※複数回の場合は、毎回手続きが必要です。 ・搬入計画に従い、車にごみを分けて積み、印鑑を持って環境課窓口へ。 ・環境課で積まれたものをチェックし、「搬入承諾指示書」をお渡します。 ・指示書を持って、八穂クリーンセンターへ。 ・ごみを搬出後に「計量票」が出ますので、それを環境課へお持ちください。
持ち込み先	海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター (弥富市鍋田町八穂399番地3)
持ち込み可能な曜日・時間	月・火・木・金 (水・土・日・祝祭日は不可) 午前8時45分～11時 及び 午後1時～3時 (正午～午後1時は入場不可)
持ち込みできるもの (分類が必要です)	(可燃ごみ) ・長さ60cm以下、直径20cm以下の木材 ・衣類、ふとん、毛布 ・プラスチック類など (可燃性粗大ごみ) ・長さ60cm～150cm、直径20cm以下の木材 ・机、家具類 ・木製の戸、ふすま、畳など (不燃性粗大ごみ) ・長さ150cm以下の軽量鉄骨(他の鉄骨と絡み合っていないこと) ・トタン(金属製)、雨戸など (不燃ごみ) ・家電製品(家電リサイクル法対象6品目を除く)など
持ち込みできないもの	・厚みのある金属(H鋼、鉄の棒、鉄製の水道管など) ・焼却灰、瓦、土砂、コンクリート、石、陶磁器ガラス類、不燃ボード ・家電リサイクル法対象の家電製品など
その他	事前に環境課までご相談ください。

□ 精神障害者保健福祉手帳の再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線147

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	精神障害者保健福祉手帳を紛失されたかた
申請	必要
提出書類	精神障害者保健福祉手帳再交付申請書
必要なもの	・顔写真(サイズなどについてはお問い合わせください。) ※写真は任意です。 ・マイナンバーが確認できるもの ※詳細は担当課へお問い合わせください。

□ 自立支援医療費(精神通院)受給者証の再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線147

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	自立支援医療費(精神通院)受給者証を紛失されたかた
申請	必要
提出書類	自立支援医療受給者証(精神通院)再交付申請書
必要なもの	- マイナンバーが確認できるもの ※詳細は担当課へお問い合わせください。

□ 身体障害者手帳の再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線147

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	身体障害者手帳を紛失されたかた
申請	必要
提出書類	身体障害者手帳交付等申請(届出)書
必要なもの	・顔写真(サイズなどについてはお問い合わせください。) ・マイナンバーが確認できるもの

□ 療育手帳の再交付

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線147

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象者(要件)	療育手帳を紛失されたかた
申請	必要
提出書類	療育手帳交付申請書
必要なもの	・顔写真(サイズなどについてはお問い合わせください。) ・マイナンバーが確認できるもの

□ 特別児童扶養手当の支給制限の特例措置

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線147

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象(要件)	特別児童扶養手当受給者(その扶養義務者が所得制限に該当するときは扶養義務者)のかたで住宅、家財等の損害金額(保険金、損害賠償金で補てんされるべき額を除く。)がおおむね2分の1以上である場合
内容	下記期間中については、所得による支給制限をおこないません。ただし、対象者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になって分かったときは、支給を受けた期間中の手当ての全部又は一部を返還していただくことがあります。
対象期間	被災した月から翌年の7月まで
申請	必要
提出書類	被災状況書
必要なもの	マイナンバーが確認できるもの

□ 特別障害者手当等の支給制限の特例措置

■お問い合わせ(担当課): 保険医療課 電話95-1111 内線147

項目	内容
手続き窓口	保険医療課
対象(要件)	特別障害者手当、障害児福祉手当受給者(その扶養義務者が所得制限に該当するときは扶養義務者)のかたで住宅、家財等の損害金額(保険金、損害賠償金で補てんされるべき額を除く。)がおおむね2分の1以上である場合
内容	下記期間中については、所得による支給制限をおこないません。ただし、対象者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になって分かったときは、支給を受けた期間中の手当ての全部又は一部を返還していただくことがあります。
対象期間	被災した月から翌年の7月まで
申請	必要
提出書類	被災状況書
必要なもの	マイナンバーが確認できるもの

□ 受益者負担金の徴収猶予

■お問い合わせ(担当課): 下水道課 管理係 電話95-1500

項目	内容
手続き窓口	下水道課(学戸一丁目225番地 水道事務所内)
対象者(要件)	災害、その他の理由で納付することが困難な場合
提出書類	下水道事業受益者負担金徴収猶予(新規)申請書
申請期間	負担金決定通知書を受けた日又は徴収猶予の理由が発生した日から14日以内
徴収猶予期間	被害の程度に応じて町長が認める期間で3年以内
徴収猶予額	納期未到来分全額
その他	この制度を利用した場合、一括納付されても報奨金制度は適用されません

□ 生活資金の貸付

■お問い合わせ: 蟹江町社会福祉協議会 地域福祉係 電話96-2940

項目	内容																			
手続き窓口	蟹江町社会福祉協議会(大字西之森字海山326番地3 多世代交流施設「泉人」内)																			
対象(要件)	・低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ・「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金が対象となる場合は対象外																			
貸付内容	・災害を受けたことにより臨時に必要となる経費や緊急小口資金の貸し付けを行っています。 これは、火災等災害を受けたことによる困窮から自立するのに必要な経費をお貸しする制度です。貸付には審査があります。 <table><tr><th colspan="2">資金の種類</th><th>限度額</th><th>貸付利率</th><th>連帯保証人</th></tr><tr><td rowspan="2">県社協</td><td>福祉費(災害)</td><td>150万以内</td><td>無利子(連保無1.5%)</td><td>原則1名</td></tr><tr><td>緊急小口資金</td><td>10万円以内</td><td>無利子</td><td>不要</td></tr><tr><td>町社協</td><td>小口資金</td><td>10万円以内</td><td>無利子</td><td>町内在住者1名</td></tr></table>	資金の種類		限度額	貸付利率	連帯保証人	県社協	福祉費(災害)	150万以内	無利子(連保無1.5%)	原則1名	緊急小口資金	10万円以内	無利子	不要	町社協	小口資金	10万円以内	無利子	町内在住者1名
資金の種類		限度額	貸付利率	連帯保証人																
県社協	福祉費(災害)	150万以内	無利子(連保無1.5%)	原則1名																
	緊急小口資金	10万円以内	無利子	不要																
町社協	小口資金	10万円以内	無利子	町内在住者1名																
申請	必要																			
添付書類	借入申込書、本人確認書類、収入支出の状況が分かる書類、使途の内訳が分かる書類等、その他書類の提出を求めています。																			

□ 法律相談・心配ごと相談

■お問い合わせ： 蟹江町社会福祉協議会 地域福祉係 電話96-2940

項目	内容								
手続き窓口	蟹江町社会福祉協議会(大字西之森字海山326番地3 多世代交流施設「泉人」内)								
内容	・弁護士が対応します。 <table><tr><td>相談</td><td>相談日</td><td>時間</td><td>予約</td></tr><tr><td>法律相談(弁護士)</td><td>第2・4金曜日</td><td>13時～15時</td><td>必要</td></tr></table> ・法律相談は1件あたり30分程度	相談	相談日	時間	予約	法律相談(弁護士)	第2・4金曜日	13時～15時	必要
相談	相談日	時間	予約						
法律相談(弁護士)	第2・4金曜日	13時～15時	必要						

□ パスポート(旅券)の届出

■お問い合わせ： 県内の旅券センター(最寄は下記のとおり)
(役場担当課)： 住民課 電話95-1111 内線191・192

項目	内容
手続き窓口	・県内旅券センター(最寄の旅券センター:愛知県旅券センター)
対象	有効中旅券を焼失されたかた
必要書類	①紛失一般旅券等届出書 1通(申請窓口にあります。) ②パスポート用写真 1枚 ③罹災証明書 ④本人確認書類
その他	・必ず名義人本人が、すみやかに手続きを行ってください。 ・この手続きは、パスポートが焼失したことを届け出るもので、再交付の手続きではありません。 ・新しくパスポートの発給を希望されるかたは、新規申請の扱いとなります。(焼失の届出と同時に提出することもできます。)
参考	愛知県旅券センター 〒450-6015 名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ15階 (052)563-0236

□運転免許証の再発行

■お問い合わせ： 蟹江警察署 電話95-0110

項目	内容
手続き窓口	蟹江警察署交通課、運転免許試験場
必要書類など	申請用写真、本人確認書類などが必要です。 ※詳細については蟹江警察署へご確認ください。

□ 公共サービスへの連絡、手続き

■お問い合わせ： 各契約先

項目	内容
電話	それぞれの契約先へ連絡し、手続き等が必要な場合がありますので、ご確認ください。
電気	
ガス	
水道	蟹江町水道事務所 電話：95-3636
郵便局	蟹江郵便局 電話：95-3303 郵便物の転送などについてお問い合わせいただけます。

☐ クレジットカード、金融機関、保険会社への連絡

■お問い合わせ： 各契約先

項目	内容
	クレジットカード、金融機関の預金通帳などを焼失した場合はカード会社、金融機関での手続きが必要な場合がありますので、ご確認ください。 また、火災保険などの保険に加入されているかたは保険会社への連絡が必要な場合がありますので、ご確認ください。

☐ 建物登記関係

■お問い合わせ： 名古屋法務局 津島支局 電話 26-2423

項目	内容
手続き窓口	名古屋法務局 津島支局(津島市西柳原町3-10)
手続き等	登記されている建物が全焼した場合、法務局で滅失登記の手続きを行う必要がありますので、ご確認ください。

☐ 所得税の軽減免除

■お問い合わせ： 津島税務署 電話26-2161

項目	内容
手続き窓口	津島税務署
内容	火災や災害を受けたかたは、確定申告で税額を軽減できる雑損控除や災害減免法の適用を受けることができます場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。